

# 倉敷市災害廃棄物処理計画 (概要版)

令和3年3月

倉 敷 市

# 1

## 計画改定の背景と目的

### 改定の背景と目的

平成30年7月豪雨災害は、本市にとって経験したことのない大災害となった。

この災害によって市内で発生した災害廃棄物は、全体で約34万3千トン（平成30年度に市内で発生した一般廃棄物の約2倍の量）にのぼり、全ての災害廃棄物の処理には約1年11か月の時間を要した。

本市では、平成29年2月に「倉敷市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）」を策定していたが、実際の災害対応では、市の想定をはるかに上回る事態のなか、多様な災害への平時からの備えと地域内における連携体制の強化、それらに基づく迅速な初動対応の実施の重要性を実感することとなった。

そこで、この度の経験を踏まえ、平時にあらかじめ必要な想定を行い、課題の抽出・整理を行うとともに、平時の枠組み・対策では対応できない大規模災害が発生した場合に、迅速かつ適切な応急対応及び復旧・復興を円滑に実施するための対策を進め、もって市域及び住民の生活環境の保全に資することを目的として計画を改定する。



浸水した真備町の様子

平成30年7月豪雨災害で出た災害廃棄物の量



一般廃棄物発生量の推移と7月豪雨の災害廃棄物発生量



# 2

## 災害廃棄物処理の基本方針

### 基本方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を以下のとおり定め、大規模災害発生後における「被災地域における生活環境の保全・公衆衛生の確保」、「早期の復旧復興及び安全・安心かつ適正な廃棄物処理」の実現を図る。



### 災害廃棄物処理の基本方針



#### 基本方針1

##### 平時における連携体制の構築

被災地域からの災害廃棄物の迅速な処理・処分を行うため、市民、民間事業者、ボランティア団体等と平時から連携体制を築く。



#### 基本方針2

##### 平時における分別の必要性の啓発

災害発生時に正確な情報が伝達され、分別方法や排出場所等、一定のルールに従った処理が行われるよう、平時から啓発を行う。



#### 基本方針3

##### 仮置場の迅速かつ適正な設置

平時から仮置場候補地を選定するとともに、災害発生時に処理・処分が円滑に進むように、仮置場を迅速かつ適正に設置する。



#### 基本方針4

##### 被災地域からの廃棄物の迅速な撤去

生活環境の保全を最優先し、復旧の第一歩である被災地域内からの災害廃棄物の撤去を迅速かつ適切に行う。



#### 基本方針5

##### 環境及び安全に配慮した対応

収集運搬、保管、処理・処分及び被災建造物の解体撤去等の実施にあたっては、安全性を確保し、大気質、水質、騒音・振動、悪臭等、周辺的生活環境への影響に十分配慮する。



#### 基本方針6

##### リサイクルの推進・最終処分量の削減

可能な限り分別を行うとともに、混合廃棄物についても破碎・選別等によりできる限り再生処理を行い、埋立処分量の低減を図る。

# 3

## 国・県及び民間団体等との連携体制

### 協力・支援体制

大規模災害発生時は、国や県、自衛隊、他市町村、民間事業者、ボランティア等と連携し、相互協力を視野に入れ、連携体制の確保を図る。

### 各主体との連携体制

- ・災害発生時、特に初動期においては人命救助及びそのための道路啓開が最優先となることから、災害対策本部と調整の上、自衛隊・警察・消防と連携して路上の災害がれきや倒壊した建物の解体・撤去、
- ・また、そのための仮置場や資機材の確保を迅速に行う。

#### 自衛隊-警察-消防



- ・災害の規模に応じて、国や岡山県及び他自治体からの支援を要請する。
- ・また、国が集約する知見・技術や、各地における災害対応力向上につなげることを目的に、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等で構成された人的な支援ネットワークであるD.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）との連携を図る。

#### 国-県-他自治体



- ・災害廃棄物として発生する廃棄物の性状が、平時に産業廃棄物として取り扱われている廃棄物と同一の性状のものが多い点等に留意し、地域の民間業者団体との連携を図る。
- ・また、災害発生時には、災害支援協定等を活用し、迅速な処理体制を構築する。

#### 民間事業者



- ・災害時には、被災家屋の片付けや宅地内に浸入した土砂の撤去等にボランティアが関わることが想定されるため、社会福祉協議会やボランティア団体等と、平時から連携を図る。
- ・事項（排出方法や分別区分等）を記載したチラシをまた、これらの災害廃棄物処理対応にあたり、ボランティア及び市民が混乱することのないよう、ボランティアセンターとの連絡窓口を整備しておく。

#### ボランティア



# 4

## 災害に備えた平時の取組み

### 平時の取組み

#### (1) 仮置場等の種類と候補地の選定

発災後に仮置場として利用可能な候補地を事前に選定しておくとともに、災害発生後は、時期や分別・保管の目的に応じ、集積所、一次仮置場、二次仮置場を活用する。

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| <p>地域集積所</p> |    | <p>道路障害物等の緊急的な除去が必要となる、被災家屋等から出た災害廃棄物を、被災地内において、住民自らが一時的に持ち込む場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地から徒歩圏内への設置</li> <li>・可能な限り早期に撤去を行う</li> <li>・町内会、自治会単位で事前に協議し、管理方法や場所を話し合っておくことが望ましい</li> </ul>           |
| <p>一次仮置場</p> |   | <p>住民自らが災害廃棄物を持ち込む場所。また、被災現場から撤去した災害廃棄物を一定期間保管しておく場所</p> <p>必要に応じ、破碎・選別等の中間処理を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一方通行の導線とし、分別配置図と看板を設置</li> <li>・渋滞防止のため、搬入・搬出ルートを確認</li> <li>・火災対策、危険物・有害物の適正管理</li> </ul> |
| <p>二次仮置場</p> |  | <p>一次仮置場の分別が不十分な災害廃棄物等破碎・選別等の中間処理を行う場所</p> <p>処理までの一定期間、保管用地としても利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理施設（仮設破碎機・焼却炉等）を設置し処理を行う</li> <li>・中間処理能力以上に搬入される災害廃棄物の保管</li> </ul>                                  |

#### (2) 住民への広報・啓発

「市民版災害廃棄物処理ハンドブック」等の資料を活用しつつ、平時の備え及び災害発生時の初動において混乱が生じないように住民への意識啓発を継続して実施する。



市民版災害廃棄物処理ハンドブック

#### < 主な内容 >

- ①非常時に情報収集できる場所はどこか
- ②生活ごみと災害廃棄物の分別排出【第1の分別】
- ③災害廃棄物の分別排出【第2の分別】
- ④仮置場の運用
- ⑤災害に強いまちづくり



# 5

## 災害廃棄物の処理・処分

### 処理・処分の考え方

#### (1) 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、本市が暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により廃棄物となったものであって、住民の生活環境の保全に支障があるとし、処理することが特に必要と認めた廃棄物をいう。なお、災害に伴う避難生活で発生する生活ごみや仮設トイレ等の汲み取りし尿も本計画の対象とする。



水害で出る災害廃棄物のイメージ

#### (2) 災害廃棄物の処理・処分

被災地域の生活環境の保全を図り、早期に生活再建につなげられるよう、災害廃棄物処理の3原則（安全、スピード、費用）に配慮した、弾力的な対応を図る。



##### 分別

住民の衛生環境や安全を第一とし、スピード感を持って災害廃棄物の処理を進めるため、可能な限り適切に分別することが望まれる。



##### 収集・運搬

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするために、人員・車両の増加や、重機の確保など、速やかに収集運搬体制を確保する。



##### 処理・処分

スピード（処理期間）と費用、リサイクルのバランスに留意し、目標期間内での処理が困難な場合は民間処理施設の活用や広域処理も検討する。

#### (3) 災害廃棄物処理実行計画の策定

大規模災害発生時には、速やかに被害状況や災害廃棄物の発生状況を把握するとともに、処理方法やスケジュール等について検討し、災害廃棄物処理実行計画を策定し、実行計画に災害廃棄物処理を行う。

策定した実行計画は、最新の被害状況や災害廃棄物の発生状況、処理の進捗状況に応じて段階的に見直しを行い、その精度を高める。



災害ごとに  
定めます!

# 6

## 被害想定

### 本計画で対象とする各種災害

#### (1) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は地震災害、水害、高潮及びその他自然災害とする。

#### (2) 主な災害の被害想定と廃棄物発生量

本計画で対象とする災害の被害想定及び発生量推計を以下に示す。

### 地震（被害想定）

#### ◎南海トラフ巨大地震

駿河湾南方から四国沖を震源とする地震で、市内では最大震度6弱が想定されています。津波による被害も発生します。

##### 地震に伴う災害廃棄物の特徴

損壊家屋の撤去や解体に伴う廃棄物が大量に発生します。津波による大量の堆積物が発生する場合があります。概ね発災から1か月後から廃棄物の排出が始まります。

##### 災害廃棄物の発生量推計

平成30年7月豪雨災害における災害廃棄物発生量の約7倍となる**2,333,460トン**が発生すると推計される。

### 水害（被害想定）

#### ◎高梁川水系高梁川の想定最大規模の浸水

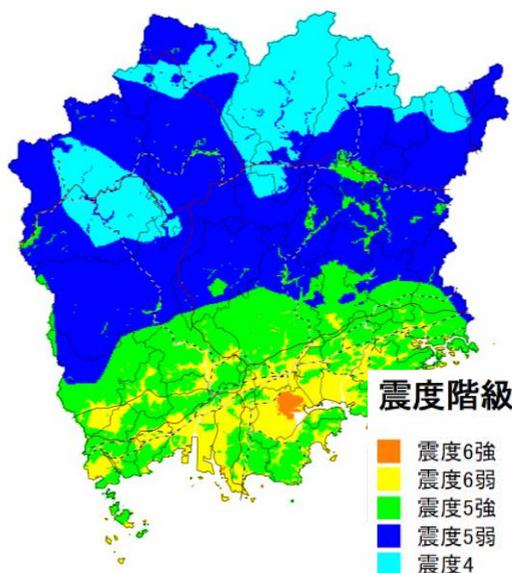
最大規模の被害が発生した場合、高梁川の氾濫により、倉敷市の約3分の1が浸水します。

##### 水害に伴う災害廃棄物の特徴

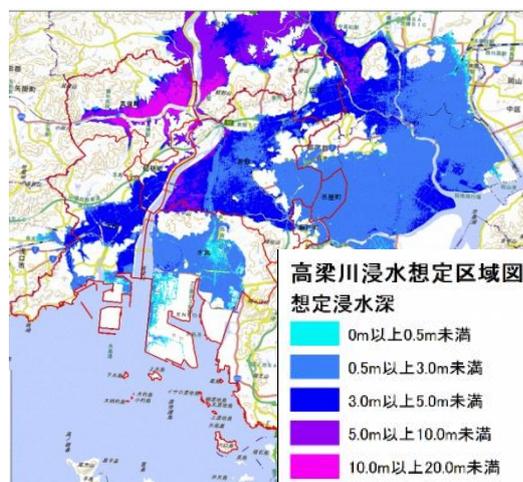
水分を多く含むため、腐敗しやすく、強烈な悪臭が発生します。土砂の付着や水分を含んだ畳や家具といった粗大ごみが大量にでるため、収集・運搬が困難です。水が引いた場所から直ちに廃棄物の排出が始まります。

##### 災害廃棄物の発生量推計

仮に**流域の全域**が浸水被害に遭った場合、平成30年7月豪雨災害における災害廃棄物発生量の約11倍となる**3,797,901トン**が発生すると推計されます。



南海トラフ巨大地震における震度分布図



高梁川水系高梁川の想定最大規模の浸水想定区域図

災害時情報掲示板  
はこちら！



## 倉敷市災害廃棄物処理計画 (概要版)

発行年月：令和3年3月 改定版

編集：倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部  
一般廃棄物対策課

電話：086-426-3375

FAX：086-421-0144

Eメール：gwst@city.kurashiki.okayama.jp